

○熊本市在宅福祉センター条例施行規則〔健康福祉政策課〕

平成5年4月20日

規則第43号

改正 平成6年5月20日規則第35号

平成11年4月28日規則第36号

平成14年9月27日規則第84号

平成15年6月19日規則第59号

平成17年9月30日規則第76号

平成19年3月30日規則第50号

平成23年9月29日規則第63号

平成26年3月28日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市在宅福祉センター条例（平成4年条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条第1項に規定する熊本市在宅福祉センター（以下「センター」という。）の使用に係る許可を受けようとする者は、使用の日の属する月の前月の初日から使用の日の前日までに熊本市在宅福祉センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を審査し、センターの使用を許可したときは、熊本市在宅福祉センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(平15規則59・平26規則21・一部改正)

(使用中止の届出及び使用許可の変更等)

第3条 前条第1項に規定する申請書を提出し、センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは熊本市在宅福祉センター使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市在宅福祉センター使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届及び申請書は、使用の日の前日までに提出しなければならない。

3 市長は、使用者が条例第6条第1項の規定に該当すると認めるときは熊本市在宅福祉センター使用許可取消通知書（様式第5号）を、第1項に規定する変更申請を適当と認めたときは熊本市在宅福祉センター使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

（平15規則59・平26規則21・一部改正）

（使用料の納付）

第4条 使用者は、使用許可の際、使用料全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第5条 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第6条第1項第1号（条例第5条第5号に係るものに限る。）の規定により使用許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことによりセンターの使用ができないとき 既納使用料の全額
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの使用ができないとき 既納使用料の全額
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき 既納使用料の5割に相当する額
- (4) 条例第15条の規定に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき 既納使用料の額から利用料金の額を控除した額

2 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、熊本市在宅福祉センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（平19規則50・追加、平23規則63・平26規則21・一部改正）

（毀損滅失届）

第6条 使用者は、センターの施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市在宅福祉センター施設等毀損（滅失）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（平19規則50・旧第5条繰下・一部改正、平26規則21・一部改正）

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センター内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) 他人に害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。
- (4) 使用開始前にセンター職員との打合せを十分に行うこと。

（平 1 4 規則 8 4 ・ 平 1 5 規則 5 9 ・ 一部改正、平 1 9 規則 5 0 ・ 旧第 6 条
繰下）

（指定申請書に添付する書類）

第 8 条 条例第 1 2 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- (4) 条例第 1 2 条第 2 項第 4 号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 1 7 規則 7 6 ・ 追加、平 1 9 規則 5 0 ・ 旧第 7 条繰下、平 2 6 規則 2 1 ・
一部改正）

（利用料金の承認の申請）

第 9 条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（平 1 9 規則 5 0 ・ 追加）

（利用料金の納付）

第 10 条 利用料金の納付については、第 4 条の規定を準用する。

（平 1 9 規則 5 0 ・ 追加）

（利用料金の後納）

第 11 条 条例第 1 5 条第 4 項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公

共団体が使用する場合とする。

(平 1 9 規則 5 0 ・ 追加、平 2 6 規則 2 1 ・ 一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 条例第 1 5 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、市長が特に必要があると認めた場合とする。

2 利用料金の減免の割合は、市長が別に定める。

(平 1 9 規則 5 0 ・ 追加、平 2 6 規則 2 1 ・ 一部改正)

(利用料金の還付)

第13条 条例第 1 5 条第 6 項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合及びそれぞれの還付額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 6 条第 1 項第 1 号(条例第 5 条第 5 号に係るものに限る。)の規定により使用許可が取り消され、又は使用停止が命じられたことによりセンターの使用ができない場合 既納利用料金の全額
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの使用ができない場合 既納利用料金の全額
- (3) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出た場合 既納利用料金の額から利用料金(次号に該当する場合にあつては、改定後の利用料金)の 5 割に相当する額を控除した額
- (4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回るとき 既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

2 条例第 1 5 条第 6 項ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(平 1 9 規則 5 0 ・ 追加、平 2 3 規則 6 3 ・ 平 2 6 規則 2 1 ・ 一部改正)

(協定に定める事項)

第14条 条例第 1 6 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項

- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 1 7 規則 7 6 ・ 追加、平 1 9 規則 5 0 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正、平 2
6 規則 2 1 ・ 一部改正)

(雑則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 7 規則 7 6 ・ 旧第 7 条繰下、平 1 9 規則 5 0 ・ 旧第 9 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 5 月 2 0 日規則第 3 5 号)

この規則は、平成 6 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年 4 月 2 8 日規則第 3 6 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成 1 4 年 9 月 2 7 日規則第 8 4 号)

この規則は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 6 月 1 9 日規則第 5 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 9 月 3 0 日規則第 7 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 5 0 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 9 月 2 9 日規則第 6 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年３月２８日規則第２１号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第1号(第2条第1項関係)

熊本市在宅福祉センター使用許可申請書					
年 月 日					
熊本市長(宛)					
申請者					
住所(所在地) (団体名)					
氏名(代表者名) (電話番号)					
熊本市在宅福祉センターの施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。なお、使用に際しましては、熊本市在宅福祉センター条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従います。					
施 設 名					
行事等の名称 (利用目的)		(集合予定人員 人)			
使 用 日 時		※ 年 月 日 曜 から 年 月 日 曜 まで 1 午前(9:00～12:00) 2 午後(13:00～17:00) 3 夜間(18:00～22:00) 4 全日(9:00～22:00)			
冷 暖 房 設 備		1 使用する 2 使用しない			
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区 分	使 用 料	備 考			
セ ン タ ー	円				
冷 暖 房	円				
計	円				

- 1 太枠内は記入しないでください。
- 2 該当事項に○印を付けてください。
- 3 ※欄は連続して使用する場合のみ記入してください。

様式第2号(第2条第2項関係)

熊本市在宅福祉センター使用許可書					
年 月 日					
様					
熊本市長 印					
次のとおり熊本市在宅福祉センターの施設の使用を許可します。 なお、使用に際しましては、熊本市在宅福祉センター条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく係員の指示に従ってください。					
施 設 名					
行事等の名称 (利用目的)		(集合予定人員 人)			
使 用 日 時		※ 年 月 日 曜 から 年 月 日 曜 まで 1 午前(9：00～12：00) 2 午後(13：00～17：00) 3 夜間(18：00～22：00) 4 全日(9：00～22：00)			
冷 暖 房 設 備		1 使用する 2 使用しない			
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区 分	使 用 料	許 可 条 件			
セ ン タ ー	円				
冷 暖 房	円				
計	円				

様式第3号(第3条第1項関係)

熊本市在宅福祉センター使用中止届	
年 月 日	
熊本市長(宛)	
申請者	
住所(所在地)	
(団体名)	
氏名(代表者名)	
(電話番号)	
年 月 日第 号をもって許可のあつた熊本市在宅福祉センターの施設の使用については、次の理由により中止したいのでお届けします。	
施 設 名	
行事等の名称	
使 用 日 時	※ 年 月 日 曜 から 年 月 日 曜 まで 1 午前 2 午後 3 夜間 4 全日
中 止 理 由	
備 考 還 付 の 有 無 (有、無)	

※欄は連続して使用する場合のみ記入してください。

様式第4号(第3条第1項関係)

熊本市在宅福祉センター使用許可変更申請書					
年 月 日					
熊本市長(宛)					
申請者					
住所(所在地) (団体名)					
氏名(代表者名) (電話番号)					
年 月 日第 号をもつて許可のあつた熊本市在宅福祉センターの施設の使用について、次のとおり変更したいのでお届けします。					
施 設 名					
行事等の名称					
使 用 日 時	年 月 日 曜				
変 更 内 容	1 使用時間延長 2 その他				
変 更 理 由					
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区 分	追加使用料	備 考			
セ ン タ ー	円				
冷 暖 房	円				
計	円				

- 1 太枠内は記入しないでください。
- 2 該当事項に○印を付けてください。

様式第5号(第3条第3項関係)

熊本市在宅福祉センター使用許可取消通知書

第 年 月 日 号

様

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可した熊本市在宅福祉センターの使用
については、次の理由により取り消します。

理 由

様式第6号(第3条第3項関係)

熊本市在宅福祉センター使用変更許可書					
年 月 日					
様					
熊本市長 印					
年 月 日第 号をもつて許可のあつた熊本市在宅福祉センターの施設の使用変更申請書について、次のとおり変更を許可します。					
施 設 名					
行事等の名称					
使 用 日 時	年 月 日 曜				
変 更 内 容	1 使用時間延長 2 その他				
変 更 理 由					
受付年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日	許可番号	
区 分	追加使用料	備 考			
セ ン タ ー	円				
冷 暖 房	円				
計	円				

様式第7号(第5条関係)

熊本市在宅福祉センター使用料還付申請書	
年 月 日	
熊本市長(宛)	
申請者	
住所(所在地)	
(団体名)	
氏名(代表者名)	印
(電話番号)	
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市在宅福祉センターの施設の 使用に係る使用料について、次のとおり還付の申請をします。	
施 設 名	
行 事 等 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日～ 年 月 日
附 属 設 備	
還 付 理 由	
既 納 使 用 料	年 月 日納付 円
還 付 申 請 額	熊本市在宅福祉センター条例施行規則第 条第 項第 号該当 円
備 考	

様式第8号(第6条関係)

熊本市在宅福祉センター施設等毀損(滅失)届	
年 月 日	
熊本市長(宛)	
申請者	
住所(所在地) (団体名)	
氏名(代表者名) (電話番号)	印
熊本市在宅福祉センターの施設等を次のとおり毀損(滅失)したのでお届けします。 つきましては、熊本市在宅福祉センター条例第10条の規定に基づきご指示の方法によりその損害を賠償します。	
日 時	年 月 日
毀損(滅失)した箇所 又 は 物 品	
毀 損 (滅 失) の 内 容 又 は 程 度	
処 理 状 況	
備 考	

様式第1号（第2条第1項関係）

（平6規則35・平11規則36・平19規則50・平26規則21・一部改正）

様式第2号（第2条第2項関係）

（平6規則35・平19規則50・平26規則21・一部改正）

様式第3号（第3条第1項関係）

（平6規則35・平11規則36・平26規則21・一部改正）

様式第4号（第3条第1項関係）

（平6規則35・平11規則36・平26規則21・一部改正）

様式第5号（第3条第3項関係）

（平26規則21・一部改正）

様式第6号（第3条第3項関係）

（平6規則35・平26規則21・一部改正）

様式第7号（第5条関係）

（平19規則50・追加、平26規則21・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

（平15規則59・一部改正、平19規則50・旧様式第7号繰下、平26規則21・一部改正）